

角田市議会一般会議の開催及び運営に関する要領

1 一般会議の趣旨

角田市議会基本条例（平成23年角田市条例第6号）第9条第2項の規定に基づき、議会への市民参加の機会を設けるとともに、多様な住民の意思・意見を聴取し、そこから発生する市政上の課題に対応することを目的として、市民との政策的な情報及び意見を交換するための会議（以下「一般会議」という。）を開催する。

2 一般会議の開催

(1) 一般会議の開催の対象者等

- ① 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）から一般会議開催の申出があった場合、議長が必要と認めるときに開催するものとする。
- ② 市内で活動している団体等（宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的とした団体等を除く。以下「団体等」という。）から一般会議開催の申込みがあった場合、議長が必要と認めるときに開催するものとする。

(2) 一般会議の開催の申出及び申込み方法

① 委員会

- ア 委員会は、一般会議の開催を希望するときは、開催を希望する日の30日前までに別紙1「角田市議会一般会議申出書」を議長に提出しなければならない。
- イ 委員会は、一般会議の申出書を提出するときは、一般会議の議題についての参考資料があれば、添付するものとする。
- ウ 一般会議の申出書の開催希望日時については、委員会と団体等において協議して記載するものとする。

② 団体等

- ア 団体等は、一般会議の開催を希望するときは、開催を希望する日の30日前までに別紙2「角田市議会一般会議申込書」を議長に提出しなければならない。
- イ 団体等は、一般会議の申込書を提出するときは、一般会議の議題についての参考資料があれば、添付するものとする。

(3) 一般会議開催の可否の決定

① 委員会

- ア 議長は、委員会から一般会議申出書の提出があったときは、議会運営委員会を開催し審査を行い、一般会議の開催の可否を決定しなければならない。
- イ 議長は、一般会議の開催の可否を決定したときは、別紙3「角田

市議会一般会議開催承認（不承認）決定通知書」により、速やかに委員会に通知しなければならない。

ウ 議長は、委員会からの申出書による一般会議を開催することになったときは、別紙4「角田市議会一般会議開催通知書」により、速やかに団体等に通知しなければならない。

② 団体等

ア 議長は、団体等から一般会議申込書の提出があったときは、議会運営委員会を開催し審査を行い、一般会議の開催の可否を決定しなければならない。

イ 議長は、議会運営委員会を開催し、一般会議の開催の可否を決定するときは、議題に対応する委員会である常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「議題に対応する委員会」という。）に事前に協議するものとする。

ウ 議長は、一般会議の開催の可否を決定したときは、別紙5「角田市議会一般会議開催承認（不承認）決定通知書」により、速やかに団体等に通知しなければならない。

(4) 一般会議開催の周知方法

① 議長は、一般会議の開催を決定したときは、市ホームページに掲載し、周知するものとする。

3 一般会議の運営

(1) 一般会議の議題

① 一般会議の議題は、次に掲げるものとし、公序良俗に反しないものとする。

ア 市議会に関すること。

イ 市政に関すること。

ウ その他市の重要な事項に関すること。

(2) 一般会議の運営等

① 一般会議は、公開とし、議題に対応する委員会の委員長が運営するものとする。

② 一般会議の開催時間は、2時間以内とする。

③ 一般会議の次第は、概ね次のとおりとする。

ア 開会挨拶

イ 議題の趣旨の説明

ウ 質疑応答

エ 意見交換

オ 閉会挨拶

④ 一般会議の役割分担については、議題に対応する委員会において協議し決定するものとし、概ね次のとおりとする。

ア 司会者

- 司会者は、一般会議の趣旨を尊重して、団体等の出席者の発言時間、発言回数の確保に十分配慮し、会議が円滑に進行するよう努めるものとする。

イ 記録者

- 記録者は、出席者の発言等の要旨等を要点筆記又は音声録音等により記録するものとする。

ウ その他必要と認めるもの。

(3) 一般会議の開催場所及び開催日時等

- ① 一般会議は、角田市役所の庁舎内の会議室等又は団体等の希望する場所の会議室等において開催するものとする。
- ② 一般会議の開催日時は、申込書記載の希望日時（第3希望まで）を考慮するが、議会の日程等で都合のつかないときは、団体等と協議し決定するものとする。

(4) 一般会議の出席議員

- ① 一般会議の出席議員は、原則として、議題に対応する委員会の委員とする。
- ② 一般会議は、議題に対応する委員会の委員以外の議員も、傍聴者として出席できるものとする。

(5) 一般会議の傍聴議員の発言

- ① 一般会議は、議題に対応する委員会の委員以外の議員については、原則として、発言できないものとする。

(6) 一般会議の当局の出席

- ① 一般会議には、原則として、市当局の出席を求めないものとする。ただし、議長が必要と認めたときは、市当局に対し出席を求めることができるものとする。

4 一般会議報告書の提出

(1) 一般会議報告書の提出

- ① 議題に対応する委員会の委員長は、一般会議終了後、速やかに別紙6「角田市議会一般会議報告書」を議長に提出しなければならない。

(2) 一般会議報告書の記載事項等

- ① 「角田市議会一般会議報告書」の記載事項には、一般会議の開催日時、場所、議題、対応した委員会名及び出席委員名、参加団体等名及び人数、傍聴人数、発言者名及び主な発言要旨等を記載するものとする。

5 一般会議報告書の公表等

(1) 一般会議報告書の公表

- ① 議長は、議題に対応する委員会の委員長から「角田市議会一般会議報告書」の提出があったときは、議会運営委員会に諮り、速やかに市ホームページに掲載するとともに、概要を市議会だよりで公表するものとする。

(2) 一般会議の意見提言等に関する市長への通知

- ① 議長は、一般会議において、市政に対する意見提言等で重要なものであると認めたときは、市長に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。